

# News Letter



## Contents

- 事務所NEWS
- 労働法コラム
- 最新！新立法・改正情報
- 事務局コラム

## 事務所NEWS

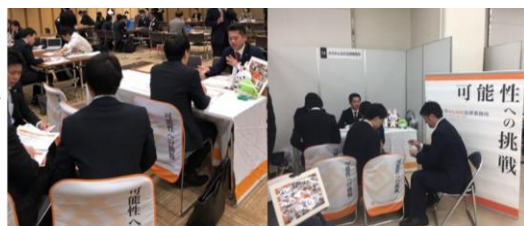
### 第72期、司法修習生の合同就職説明会に参加しました！ 弁護士 倉橋芳英

平成30年9月11日、司法試験の合格発表がありました。合格者数は1,525人。その合格者はこれから第72期の司法修習生として、1年間の研修（司法修習）を受け、研修終了後の司法修習生考試に合格すると、法曹になる資格が与えられます。

そんな未来の弁護士の採用を行うため、弊所では東京三弁護士会、福岡弁護士会の合同就職説明会に参加させていただきました。沢山の企業や法律事務所があるなか、弊所のブースに足を運んで頂いた、フレッシュな修習生とお話させて頂きました。修習生の方は、皆さん希望に満ち溢れており、私自身も初心を思い返す良い機会になりました。

弊所は今後も事務所の将来を担ってくれるような、気概と人間味あふれる弁護士を採用できるよう、採用活動には力を入れて参ります。

今後の事務所の動きにもご期待ください！



## 労働法コラム

### 労働者に対する賠償請求-給与から引いてはいけません 弁護士 田中良太

#### 1 労働者の失敗

従業員が皿洗い中にお皿を割ってしまった、従業員が交通事故で会社の車を壊してしまった、など、従業員が失敗して使用者に損害を与えてしまうことはよくあります。

そのような場合、使用者は、従業員に対し、損害賠償請求することができる場合があります。その場合、お皿の代金や、車の修理代（あるいは車の価格）等を請求することができるのです。

ただ、以下のように注意しなければならない点があります。

#### 2 全額請求できるか？

裁判例では、業務中の失敗については、使用者と労働者の公平を考慮して、労働者が不注意で100万円のお皿を割ってしまった場合、必ず100万円を請求できるわけではないと判断されています。

具体的に請求可能な金額は、損害の内容はもちろん、企業規模、業務の性格、不注意の内容、使用者が防止の努力をしていたか、保険加入をしているか、労働者に懲戒処分が下ったかなどを見ながら決めることになります。

ある裁判例では、使用者が被った損害の5%しか、請求が認められませんでした。

#### 3 給料から差し引けるのか？

賃金から損害額分を減給するというのも、よく聞かれる対処法ですが、実は違法です。

賃金は一旦労働者に全額支払わなければならないと労働基準法に規定されているからです。したがって、使用者は、労働者に給与を全額支給した後、損害賠償を請求することになります。同じ事のようにも思えますが、手順を踏まないと刑事罰もありえます。

また、労働者と合意をまとめて、賃金と相殺するというのも、良く聞かれますが、少し注意が必要です。

このような相殺合意を労働者が自由な意思に基づいて行ったことを客観的に示す必要があると最高裁は判断しています。客観的というからには、相殺するたびに、合意書を作成して署名押印させるくらいのことはしないとイケないとされています。

#### 4 まとめ

使用者にとっては、中々不利で、難しい取扱いになります。また、賠償額を労働者と合意して、全部賠償するまで退職を認めないなども違法行為になります。労働者に対する賠償責任を追及するには慎重にならざるをえないことに、是非ご注意ください。



## 最新！新立法・改正情報

### 最低賃金の引き上げ—平成を振り返る

弁護士 田中良太

#### 1 平成の最低賃金の動向

大分県の最低賃金が10月1日から時給763円に引き上げられました。今回注目したいのは最低賃金の上がり幅です。実は、今回の上がり幅は、平成最大です。

平成元年から平成10年までは、平均すると1年間に約16円上昇していました。その後の10年間ではなんと約4円です。4分の1まで下がっています。景気の悪さ、あるいはバブル期の景気の良さを感じさせる数字ですね。

平成21年から平成30年までは約13円です。だいぶ景気が持ち直しているように見えるのですが、実は最近5年間（平成26年から平成30年）を見ると、なんと19.6円の平均上昇額です。ここ3年では20円以上の上がり幅で、バブル期並みです。

なんとも景気が良くなっているようにみえる話です。ただ、人手不足によって、各業界の件費が増やされ始めていることも、最低賃金の決定に影響しているようにみえますね。結局のところ、使用者にとっては非常に苦しい状況が到来しているように思えます。

#### 2 最低賃金の原則

昭和34年に、労働者の生活の安定や労働そのものの質の向上を図るため、使用者に最低賃金額以上の賃金を支払わせようと制定されたのが、最低賃金法です。

したがって、使用者は、原則として、全ての労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金以下の賃金で労働契約を締結しても違法無効となる、強力な法律です。

そして、最低賃金法が定める例外が2つあります。1つは特定最低賃金と呼ばれるもので、産業別に定められているものです。例えば、本日時点で、電子部品の製造業は784円、自動車製造業等は833円が最低賃金額となっています。

もう一つは、適用除外です。例えば心身の障害によって著しく労働能力が低い労働者、使用期間中の労働者等、労働能力が通常に比べて著しく劣る労働者は、最低賃金の減額が認められることがあります。しかし、大分県労働局長の許可を得なければならないなど、簡単に使える制度ではありません。

#### 3 人手不足時代の最低賃金

人手不足の時代、最低賃金はどんどん上がっていく傾向にあります。また、政局的に、政府主導の賃上げは今後も継続し続けると考えられます。

そして、一度上がった最低賃金が減額されたことは、昭和48年以来、大分県ではありません。

結局、使用者は賃金を上げる方向での強い圧力にさらされ続けることとなります。したがって、生産性の向上は急務です。より少ない人員で、より短い時間で、今と同程度あるいは今以上の成果を出す方を検討せざるをえないのです。実に辛い時代だなあと感じてしまいますね。

## 事務局コラム

### 捨てられないからの卒業—プチ断捨離のススメ

事務員 松重恵子

こんにちは、事務員の松重です。

今年も残すところ1か月となりました。年末までに断捨離をしようと計画していましたが、なかなか捨てられなくて困っています。「もったいない」「高かった」「思い出がある」・・・などなど、なにもかもが必要な物に思えてくるのです。まさに、執着との戦いです。

洋服はたくさんあるのに、着る服がないと毎朝悩み、物が多いため、掃除や探し物に時間がかかります。

仕事から疲れて帰ると、なかなかやる気がでませんが、とりあえず30分だけと自分に言い聞かせて、断捨離をやってみることにしました。

最初は、机の引出しや、棚など、小さな場所の物を全部出し、いま使っているものだけを収めていきます。意外な物が出てきたり、在庫を発見したり。小さい場所なので、思いのほか負担はありません。終わったあとは小さな達成感と、すっきりした収納にほっこりします。

まだまだ始めたばかりですが、いつか大きな家具などを処分して、お部屋をすっきりさせたいです。

年末に向けてみなさまも多忙な日々をお過ごしかと存じますが、思い立ったときが片付けのチャンス、ぜひ断捨離をとおしてお部屋の物と向き合ってみてください。

